

岩手県告示第 432 号

河川管理補助員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

河川管理補助員設置規程の一部を改正する告示

河川管理補助員設置規程（昭和 40 年岩手県告示第 632 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 河川の適正な管理を期するため、<u>地方振興局</u>に河川管理補助員（以下「補助員」という。）を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第 4 条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、<u>地方振興局</u>の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>様式第 1 号（第 5 条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="175 1003 817 1146"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>上記の者は、<u>河川監理補助員</u>であることを証明する。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="175 1196 817 1487"><tr><td>河川管理補助員設置規程抜すい</td></tr><tr><td>(職務)</td></tr><tr><td>第 4 条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、<u>地方振興局</u>の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。</td></tr><tr><td>(1)～(3) [略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	上記の者は、 <u>河川監理補助員</u> であることを証明する。	[略]	河川管理補助員設置規程抜すい	(職務)	第 4 条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、 <u>地方振興局</u> の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。	(1)～(3) [略]	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 河川の適正な管理を期するため、<u>広域振興局及び地方振興局</u>（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）に河川管理補助員（以下「補助員」という。）を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第 4 条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、<u>広域振興局等</u>の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>様式第 1 号（第 5 条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="865 1003 1506 1146"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>上記の者は、<u>河川管理補助員</u>であることを証明する。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="865 1196 1506 1487"><tr><td>河川管理補助員設置規程抜すい</td></tr><tr><td>(職務)</td></tr><tr><td>第 4 条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、<u>広域振興局等</u>の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。</td></tr><tr><td>(1)～(3) [略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]	上記の者は、 <u>河川管理補助員</u> であることを証明する。	[略]	河川管理補助員設置規程抜すい	(職務)	第 4 条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、 <u>広域振興局等</u> の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。	(1)～(3) [略]
[略]															
上記の者は、 <u>河川監理補助員</u> であることを証明する。															
[略]															
河川管理補助員設置規程抜すい															
(職務)															
第 4 条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、 <u>地方振興局</u> の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。															
(1)～(3) [略]															
[略]															
上記の者は、 <u>河川管理補助員</u> であることを証明する。															
[略]															
河川管理補助員設置規程抜すい															
(職務)															
第 4 条 補助員は、河川管理の補助的事務に従事するものとし、 <u>広域振興局等</u> の所管区域内の河川に関し次に掲げる職務を行うものとする。															
(1)～(3) [略]															
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>															

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。